

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等に対する省令」  
の改正について (お知らせ)

標記につきましては、令和5年10月27日付け全L協保安・業務G5第139号において、経済産業省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、別紙のとおり令和5年12月6日に公布、令和6年4月1日に施行されることになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

#### 主な改正概要

バルクローリーについては、液石法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがあり、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーの高圧法の許可の申請にあたっては、6,000円の手数料となる。

【意見募集結果掲載URL】

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000915375.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000915375.pdf)



以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 森、橋本、國坂

政令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
本則の表八の項を次のように改める。

Table with 3 columns: Item description (e.g., 戸籍法第百二十条第一項), Fee amount (e.g., 一通につき四百五十円), and other details.

Table with 7 columns detailing various administrative fees and their amounts, such as 戸籍法第百二十条第二項 and 戸籍法第百四十八条第一項.

Table with 2 columns: Description of the change (e.g., 本則の表十六の項の2のホの(1)中「百八万円」を「百四十五万円」に改め) and the corresponding fee amount.

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和六年三月一日）から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。

総務大臣 鈴木 淳司
内閣総理大臣 岸田 文雄